

現行の健康保険証を廃止しないよう求める意見書（案）

マイナンバーカードをめぐり、住民票のコンビニ誤交付、公金受け取り口座のひもづけや健康保険証を一体化した「マイナ保険証」との誤登録など個人情報の流出や命にかかわるトラブルが噴出している。

このような重大問題を放置したまま、政府は、現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化を強要するマイナンバー法等の改正案を通常国会で強行成立した。

多くの大手メディアの世論調査で「延期・撤回」、「反対」が5～7割となっている。「マイナ保険証」は、5年ごとに自治体窓口で本人が更新手続きをしなければならず、更新手続きを忘れると全額自己負担となり無保険者扱いとなる。

全国保険医団体連合会の調査では「1219か所の特養・老健施設のうち9割が代理申請不可能」と回答し、高齢者の多くが医療を受けられない事態になりかねない。

現行の健康保険証の廃止は、いつでも、どこでも、誰でもが医療を受けられる国民皆保険制度の崩壊につながることの懸念が広がっている。

今、必要なことは健康保険証の廃止ではなく、国民皆保険制度のさらなる充実である。法律上、任意であるマイナンバーカードを保険証にひもづけし、マイナンバーカード取得の強要につなげてはならない。

よって、政府において、マイナ保険証の運用中止と健康保険証の存続を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月18日

京都府精華町議会
議長 三原 和久

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣